

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

○ 老人福祉法第15条第6項

都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

○ 介護保険法第86条

第四十八条第一項第一号の指定〈指定介護老人福祉施設〉は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が三十人以上であるものの開設者の申請があつたものについて行う。

2 介護老人保健施設

○ 介護保険法第94条第5項

都道府県知事は、〈中略〉介護老人保健施設〈中略。前掲1の条文と同旨〉第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

3 混合型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

○ 介護保険法第70条第4項

都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護〈中略。前掲1の条文と同旨〉第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

4 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領（愛知県 平成18年）

（意見聴取及び連絡調整を行う事項）

第2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。〈中略〉

一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型（法第8条第20項）を除く。）
老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第15条第6項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第48条第1項の指定に関する事項

二 介護老人保健施設
法第94条第5項の許可に関する事項

三 介護療養型医療施設
法第107条第4項の指定に関する事項

四 特定施設（地域密着型（法第8条第19項）を除く。）
法第70条第3項及び第4項の指定に関する事項

第4 第2項 〈前略〉混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に0.7を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

5 圏域保健医療福祉推進会議の運用について（愛知県 平成14年）

6(2)イ 事務局案の調整

関係者に意見を聴く場合は、基幹的保健所の長名で文書により招集し、別途会議（この会議を「ワーキンググループ」と称するものとする。）を開催するものとする。

6 介護基盤の緊急整備等について（平成21年5月28日 厚生労働省老健局計画課）

1 介護基盤の緊急整備等の趣旨

＜中略＞「未来への投資」として、各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の平成23年度までの緊急整備を推進する

5 第4期介護保険事業計画との関係（抜粋）

(1) 基本的な考え方

＜中略＞第5期計画期間（平成24～26年度）以降の将来において必要となることが見込まれる施設等について、策定済みの第4期計画を上回って、先取りして整備を進めていただくものである。

(3) 第4期計画の基本指針及び参酌標準との関係

＜中略＞37%の参酌標準はあくまで目標であること、また、今回の緊急整備は第5期以降の将来の各地域のニーズを見通して、実施していただくものであることから、第4期計画策定に当たっての37%の参酌標準との関係に縛られるものではない。

(4) 必要入所（利用）定員総数に基づく指定拒否との関係

＜中略＞必然的に第4期計画上の必要入所（利用）定員総数を上回る認可や指定を行っていただくこととなるが、老人福祉法上の認可拒否及び介護保険上の指定（老健施設にあっては許可）拒否については、条文上「しないことができる」という規定であることから、このように必要入所（利用）定員総数を上回る認可や指定を行うことも都道府県又は市町村の判断により可能である

7 「規制・制度改革に係る対処方針」について閣議決定（平成22年6月18日）

- 施設・居住系サービスの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準（以下「37%参酌標準」という。）の撤廃については、「規制・制度改革に係る対処方針」において、平成22年6月18日、閣議決定されたところである。
- 37%参酌標準を廃止することになったが、介護保険制度の基本的考え方として在宅サービスと施設等サービスのバランスが取れた整備を進めるという方針を変更するものではなく、あくまでも地方分権の趣旨等を踏まえ、より地域において、その実情に応じた基本整備が責任を持って行えるようにしたものである。
- 参酌標準…介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備
(平成26年度)

$$\frac{\text{施設・居住系サービスの利用者数}}{\text{要介護認定者数（要介護2～5）}} \leq 37\%$$